数々の善意ありがとうございます

◎夏井の阿部ヤノさんより歳末助け合い募金に二万円の多額のご寄附がありました。ありがとうございました。

◎石瀬の本間八十太郎さんより歳末助け合い募金に二万円と金比羅大権現の賽銭六、九九五円の多額のご寄附がありました。ありがとうございました。

◎匿名で歳末助け合い募金に五万円の多額のご寄附がありました。ありがとうございました。

◎匿名で歳末助け合い募金に三万円の多額のご寄附がありました。ありがとうございました。

◎間瀬四区山本芳太郎さんより歳末助け合いの募金に十万円の多額のご寄附がありがとうございました。

◎西中南友会より歳末助け合い募金に二千円の多額の寄附がありました。ありがとうございました。

各種年金の支給月です
～お忘れなく～

▼福祉年金の支給▲
六日より各郵便局で老令福祉年金及び、障害福祉年金が支給されます。
年金証書と印かん持参の上、受領下さい。

▼児童扶養手当の支給▲
十一日より各郵便局で児童扶養手当及び特別児童扶養手当が支給されます。
証書と印かん持参の上受領下さい。

▼福祉手当の支給▲
一月十日福祉手当が支給されます。
印かんを持参の上、指定される所で受領下さい。

思いちがいのないように!!
現在、御年寄りの方で保険料を納めないで年金を受けている方がいます。
そこで、国民年金に加入しなくても、また保険料を納めなくとも、七十才になれば、福祉年金をもらえると考えている方もあるようです。しかし、これはまちがいで保険料を納めなくても福祉年金を受けることのできる人は、明治四十四年四月一日までに生まれた人だけです。それ以外の二十才以上の人は、被用者年金に加入しないかぎり、国民年金に加入して保険料を納めていくことが将来のために必要です。
"あなたは、年金制度に加入していますか!

≪年金ニュース≫

老令年金の受給者は現況届を!!

国民年金は、年四回《通算老令年金は年二回》に分けて、みなさんが指定した銀行や郵便局の窓口で支払われます。
この年金の支払を引き続き受けるためには、みなさんが、年金を受ける条件に該当しているかどうかを、国は毎年確認する必要があります。
このため、国民年金の受給者は、二月十五日までに必らず「国民年金受給権者現況届」を提出して下さい。
現況届用紙は、一月中旬ころ、社会保険庁から、直接、本人まで送付されますので、役場住民福祉課の窓口で証明してもらい、提出下さい。
現況届を提出しないと、六月の支給分以後、年金が受けられないこともあります。御注意下さい。

戸籍シリーズ ⑫

【問】三代戸籍ということを聞いたことがあるがそれはどういう戸籍なのか、また、三代戸籍は現在でもあるのか。

【答】昭和二十二年五月三日、日本国憲法の施行によって、民法の応急的措置に関する法律が施行されるまでは「家」制度が存在しており、その「家」を単位として戸籍を編製するものとなっておりました。その頃の戸籍は家籍であって、同一家籍に属する者は同じ氏を称して同一戸籍に入籍したものであってそのために、一つの戸籍には戸主を中心として親、配偶者、子、孫、兄弟姉妹等一つの家の構成員のすべてが登載されていたのですが、これが、新憲法施行とともに、家制度が廃止され、また、それに伴って、民法、戸籍法からは「家」に関する規定が一掃されたために、戸籍制度そのものに大きな変化が生じたのです。すなわち、家に関する規定がなくなった後の戸籍は、旧来のような「家籍」としての性格を失い、単なる同一の氏を称する者の集団を記録するものへと性格が変更されたのです。現在の戸籍は、夫婦と、父母と氏を同じくする子のみによって編製されております。よって三代戸籍ということは認められておりません。そのために戸籍の筆頭者及びその配偶者以外の者に同一氏の子が出来るとその者について新戸籍を編製することになっております。
尚戸籍の筆頭者とは、単に、その戸籍の索出を容易にするための見出しのようなもので、新らたに戸籍が編製されたときに冒頭に登載されている者のことを筆頭者といい、戸籍を見ると、先づ本籍、番地を書いてある欄の下部分に「氏名」という欄があり、ここに書かれている者がその戸籍の筆頭者であって、そしてこの筆頭者はその者が死亡されても戸籍の編製替のないかぎり変更されません。

冬の交通事故防止運動実施中
～ご協力ください～

「あなたは、そしてあなたも飲酒運転していませんか」、これは冬の交通事故防止運動のスローガンです。
これからの時期積雪、凍結による道路条件の悪化に加えて、正月ということもあって飲酒の機会も多くなり、これが誘発する交通事故発生が懸念されます。
現に巻署管内での事故は昨年暮から異常に発生しており、同署では事故抑止緊急対策をうち出し指導取締りを強化するなど、交通安全協会とも連携しながら一般への協力と啓もう運動を実施しております。
人のためでなく自分のことです。事故防止には一人一人が本当に自覚し、進んで範を示す勇気を持ってください。
○飲酒運転は絶対しない。
○道路状況に注意しスピードは控え、スノータイヤとチェーンの併用で万全を期して下さい。

路上駐車は絶対にやめよう!

先月号（十二月号）でお知らせした冬期間の臨時駐車禁止路線に一路線追加しました。
御協力をお願いします。
◎石瀬西町通り

春季農耕用軽油免税証の申請と交付

農耕用のトラクターなどに使用する軽油の免税申請が次の日程で行なわれますので免税を受けたい方は是非御出掛の上免税証の交付を受けられる様御知らせいたします。
尚この日以外は巻町の新潟県巻財務事務所へ御足労いただく事になりますので御注意下さい。
一、日時
一月二十四日（月）
一月二十五日（火）
両日共　午前十時から午後三時まで
二、場所
岩室村役場第二会議室
三、巻財務事務所で交付を受ける場合は、三月五日から四月三十日までの毎週土曜日、午前九時から十一時三十分まで取扱されます。
四、申請の際持参するもの
◎すでに使用者証の交付を受けている人
・免税軽油使用者証
・機械証明書
・耕作面積証明書
・印鑑（共同使用者証の場合は全員の印鑑）
◎新規に申請される人
・機械の名称、エンジン番号、馬力等が明確にわかる書類（検査証又は売渡証書等）
・耕作面積証明書
・印鑑（機械共同使用申請の場合は全員の印鑑）
◎事前に準備して置きたいもの
機械証明書、耕作面積証明書は役場税務課で発行致しますので印鑑と証明手数料百円持参して窓口へ申出下さい。
又、委託耕作証明書の用紙は税務課に用意して有ります証明には委託者の印鑑が必要になりますので御入用の方は御申出下さい。
以上必要書類を事前に準備して申請当日持参される様お奨めいたします。

スキー教室に参加しませんか
―希望者は早目に申込みを―

「村民総スポーツ達成をめざし」健康で明るい豊かな村民生活の向上を図る趣旨でスキー教室を開設します。どうぞご近所お友達お誘い合せて多数参加下さい。
○主催　岩室村体育協会
○後援　岩室村公民館、岩室村商工会青年部
○期日　昭和52年2月6日
○場所　五日町スキー場
○参加資格　村民又は村に勤務する者（但し、原則として小、中学生は保護者の付添えを要する）
○参加料一人一、〇〇〇円（中食、交通費、飲物少々）
○申込みは公民館へ、先着50名で〆切りします。
○その他明細については後日回覧を出しますので見て下さい。

所得税の納めすぎ還付の申告は早めに

昭和五十一年分の所得税の確定申告と納税は、二月十六日から三月十五日までとなっていますが、税金の還付を受けるための確定申告は二月十五日以前でも受付けております。
税金が還付される人は
1、五十坪以下の住宅を新築したり、新築住宅を買った人
2、病気などのため多額の医療費を支払った人
3、災害や盗難にあって損害を受けた人
4、五一年の中途で退職し年末調整をしてない人
5、所得があまり多くなく、原稿料や、配当などがある人
6、予定納税のある人で、確定申告の必要がなくなった人……などです。
還付される税金が三万円以上になる方は、申告書に受取る銀行や農協などの預金口座をお書きください。税務署から振込みされて受取りに出向く手数がはぶけます。

救急搬送人員
〈出場件数 一二五件 搬送人員 一二三人〉

火災出場件数
〈出場件数 二一件 百三拾万七千円が灰になりました〉

救急車、消防車の出動（五十年十二月十一日から五十一年十二月十五日まで）
岩室分署からの出動状況
村内一〇回
建物火災　五件
林野火災　三件
車輌火災　二件
管内（吉田・弥彦）八回
建物火災　六件
林野火災　二件
管外（他市町村応援出動）三回
◆消防車の出動
建物火災　二件
林野火災　一件
◆救急車の出動
救急件数　一二五回
下搬送　一二五件
搬送人員　一二三人
○急病　四三件　搬送四〇人
○交通事故　四八件　搬送五一人
○一般負傷　二一件　搬送二十人
○労働　七件　搬送七人
○水難　二件　搬送一人
○運動競技　三件　搬送四人
○自損行為　一件　搬送なし

明朗会計は公給領収書で

料理飲食等消費税や公給領収証を御存じですか。
料理飲食等消費税とは、料理店、小料理店、バー、飲食店、旅館などで飲食や宿泊をしたときの料金に課税される税金です。
公給領収証とは、県で交付する領収用紙で料理店等が発行する領収証です。
この制度が発足して二十年以上を経過して居ります。
この間皆様方の御協力により着実に成果を挙げておりますが、なお一層の徹底を図るため毎年十二月十日から一月九日までの一ケ月間「公給領収証の完全交付受領強調月間」を実施し、新聞、ラジオ、テレビ等を通じてPRをして居ります。この制度の趣旨を御理解の上御協力をお願いいたします。
尚課税の範囲については次を参考にして下さい。
1、料理店、小料理店、バー、等は料金の10%
2、1以外の飲食店で一人当りの料金が一、七〇一円以上の場合は料金の10%
3、旅館でA、一人一泊二食の料金が三、四〇一円以上の場合は料金から一、五〇〇円（基礎控除）を差引いた後の料金の10%
B、宿泊をし、追加飲食などが一人一、七〇一円以上の場合は追加飲食料金の10%
C、宿泊がなく休憩等で飲食をした場合にも一人一、七〇一円以上の場合は料金の10%に課税されます。

ふねは「船検」車は車検
あなたの船は検査済ですか?

小型船の所有者で、まだ船検を受けていない方は、できるだけ早目に受検してください。
なお、昭和五十二年三月三十一日を過ぎますと航行できなくなるほか、在来船検査緩和措置の恩典を失ない、安全法規が全面的に適用されます。
受検についてのお問い合わせは次へどうぞ
新潟市竜ケ島一の五の二（農協ビル）
日本小型船舶検査機構新潟支部
電話（〇二五二）四三―二七〇七

消防設備士講習会

1月15日までに岩室分署へ申込みを
消防設備士を対象に次のとおり講習会が開催されますので該当者は受講して下さい。
対象
第3種第4類の甲種、乙種、消防設備士
第7類乙種消防設備士
日程
2月7日、10日、14日、15日、16日、18日
会場
新潟市
長岡市
上越市
受講料　三千円
尚　詳しくは消防岩室分署へお尋ね下さい。
電話二―三三六〇